

司法試験考査委員候補者選定等部会の設置について

平成２８年１１月２日司法試験委員会決定

当委員会に、別添「司法試験考査委員候補者選定等部会設置要綱」に基づき、「司法試験考査委員候補者選定等部会」を設置することとする。

おって、本決定は、本日付けで当委員会が決定した「平成２９年以降の司法試験考査委員体制について」の再発防止策の一つとして講じられるものである。

司法試験考査委員候補者選定等部会設置要綱

（目的）

第一条 司法試験考査委員候補者選定等部会（以下「候補者選定部会」という。）は、平成28年11月2日司法試験委員会決定（「平成29年以降の司法試験考査委員体制について」と題するもの）を踏まえ、司法試験委員会が司法試験における問題の作成を担当する司法試験考査委員の推薦を適切に行うことができるようにするため、関係機関等と連携して十分な調査を行い、その候補者を選定すること等を目的とする。

（設置及び所掌事務）

第二条 司法試験委員会に、候補者選定部会を置く。

- 2 候補者選定部会は、法科大学院において現に指導をしている学識経験者のうちから、司法試験における問題の作成を担当する司法試験考査委員の候補者を選定し、これを司法試験委員会に報告する。
- 3 候補者選定部会は、前項の候補者を選定する場合において、次に掲げる事項につき調査を行うものとする。この場合において、候補者選定部会は、試験科目に係る分野の実情に通じた学識経験者、法科大学院、法科大学院協会その他の関係機関等と連携して十分な情報の収集に努めなければならない。
 - 一 当該候補者が所属する各法科大学院における再発防止策（第一条に規定する決定中、法科大学院による再発防止策をいう。）の実施状況
 - 二 司法試験委員会に寄せられた情報その他当該候補者の適格性に関する情報
- 4 候補者選定部会は、前項に定めるもののほか、司法試験委員会が必要と認める事項につき、調査及び検討を行うことができる。
- 5 候補者選定部会は、前二項の調査のため必要があるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、必要な資料の提供その他協力を求めることができる。

（委員）

- 第三条 候補者選定部会は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験者の中から選任された委員5人をもってこれを組織する。
- 2 委員は、司法試験委員会令第6条第1項に定める幹事の中から、司法試験委員会の選任した者をもって、これに充てる。
 - 3 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残期間と

する。

4 委員は、2回に限り、再任されることができる。

(会議の公開)

第四条 候補者選定部会の会議は、公開しない。

(庶務)

第五条 候補者選定部会の庶務は、法務省大臣官房人事課において処理する。

(雑則)

第六条 この要綱に定めるほか、候補者選定部会の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、司法試験委員会が定める。